

第9回制度設計・監視専門会合

日時：令和7年5月23日(金) 15:00～15:53

※オンラインにて開催

出席者：武田座長、岩船委員、松村委員、熱海専門委員、大橋専門委員、草薙専門委員、二村専門委員、松田専門委員、山口専門委員

(オブザーバーについては、委員等名簿を御確認ください)

○田上総務課長 定刻となりましたので、ただいまより、電力・ガス取引監視等委員会第9回制度設計・監視専門会合を開催いたします。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、御多忙のところ御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本会合は、オンラインでの開催としております。なお、議事の模様はインターネットで同時中継を行っています。

また、末岡専門委員、山内専門委員は御欠席、安藤専門委員は遅れての御参加の予定でございます。

それでは、議事に入りたいと思います。以降の議事進行は武田座長にお願いしたく存じます。よろしく願いいたします。

○武田座長 本日もよろしく願いいたします。

本日の議題でございますけれども、議事次第に記載した3つとなっております。それでは、早速1つ目の議題から入りたいと思います。議題の1つ目は「ガス小売事業者等に関する今後の対応について」となっておりまして、資料3に基づきまして、下津課長より御説明をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○下津取引監視課長 では、「ガス小売事業者等に関する今後の対応について」、右上資料3に基づきまして御説明をいたします。

スライドは2枚目でございます。本件でございますけれども、大口都市ガス需要家に係る入札等につきまして、情報交換等を長期にわたって頻繁に行っていたということで、当委員会が昨年6月24日付で東邦瓦斯、中部電力ミライズに対して業務改善命令を行うよう経済産業大臣に勧告をし、その勧告を受けて、昨年7月26日に経済産業大臣から業務改善命令が両社に出され、当委員会からも業務改善指導等をしたという件に関するもので

ございます。

本件に関しましては、1ポツ目でございますけれども、昨年9月から1年間、4か月に1度の頻度で業務改善命令及び業務改善指導に基づく報告を両社から受領して、我々としてもフォローアップをするということにしておりまして、既に第1回目のフォローアップにつきましては、本年1月のこの制度設計・監視専門会合で御報告をさせていただいた次第でございます。

2ポツ目でございますけれども、本年4月、第2回目の報告が両社からありましたので、今回は各事業者の従業員の方々や、後ほど出てきますが、外部人材を構成員の過半数に含む組織体というのを各社につくってもらっておりますけれども、その組織体の長の方々にもヒアリングを行いまして、フォローアップを行いました。本日は、その概要を御報告させていただきたいということでございます。

スライド3枚目でございます。フォローアップの視点でございますけれども、こちらは昨年9月の委員会資料でございます。また同様の報告を当時の制度設計専門会合でさせていただいたものでございますけれども、今回はこの赤で囲んだ部分、三線管理、第三者評価について中心的に確認をしたということでございます。

スライドは4枚目でございます。三線管理の体制等の概要をこちらにまとめております。いずれの事業者も1線、2線、3線だけでなく、1線のガバナンスのとりまとめを担う1.5線というものを置いていることとございますとか、各ラインの間で定期的にコミュニケーションを取っている状況、そして最後のポツでございますけれども、社内ルールを検討する際に第1線と第2線が協働している状況等が確認できた次第でございます。

各社の従業員の方々とお話をさせていただいて、2線が積極的に、また、主体的に動いていることととか、1.5線も単なる1線と2線との間のリエゾンというわけではなく、1線と日々やり取りする中で、コンプライアンスの観点から1線に助言をするといったこともやっているということが今回のフォローアップの中で分かった次第でございます。

また、このスライドには記載しておりませんが、コンプラ疲れという点も少し気になりましたものですので、そういう雰囲気になっていないかということも聴取しましたら、コンプラ疲れが仮にあったとしても、この法令遵守のための活動は継続してやらなければならないという認識を皆さんお持ちでおられまして、事件を風化させないということ意識してコンプライアンスに取り組んでいるということも、今回フォローアップをして感じたところでございます。

スライドは5枚目でございます。こちらは内部監査や、冒頭少し申し上げましたけれども、外部人材を構成員の過半数に含む組織体、その組織体による評価や提言等の概要でございます。内部監査が行われているのはもちろんなのですが、今回、外部人材を構成員の過半数に含む組織体の長に対してもヒアリングをさせていただいたのですけれども、例えば2ポツ目のハイフンのところでございますけれども、有事が起こってしまったときに申告してもらえるような信頼性のある制度をつくるということが重要という意識で提言等々をなされているとか、二度とこういうことを起こさないということで事件を矮小化しないということが大事で、自分事であるということが少しでも多くの社員に行き渡るようにしていくべきという意識で提言等を行っているという話がございます。詳細は避けましても、いずれの方も、受け身の体勢ではなくて積極的に各社のコンプライアンスの取組に関与しておりまして、外部人材を過半数に含む組織体、これは当委員会も勧告をする際に、社外の視点から再発防止のための計画の実施状況、実効性を継続的に把握・評価して、その必要な見直しを行う仕組みを整えるという趣旨で命令内容に含めるべきと経済産業大臣に勧告したものでございますけれども、この組織体が機能しているなというふう感じた次第でございます。

最後、次回でございます。スライド7枚目でございます。第3回となりますが、本年9月頃を予定しておりますけれども、取組の効果の確認等をする予定であります。また、まとまりましたら、本年の9月頃になりますけれども、この制度設計・監視専門会合で御報告等をさせていただければと思っている次第でございます。

以上が今回の御報告でございます。

○武田座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問・御意見等ございましたらチャット欄にてお知らせいただければと思います。当方にて指名させていただきます。いかがでしょうか。

それでは、草薙委員、よろしくお願いいたします。

○草薙委員 草薙でございます。御説明ありがとうございました。御説明の内容に納得いたしました。

1点コメントさせていただきます。東邦瓦斯さんにおかれまして、自主的取組による改善計画の中で、人事の長期滞留の抑制についてお考えになり、これが一つの長期的な取組になるかなというふうに思っておりましたところ、社員の人事異動の周期の目安を設定し、

特に管理職については長期滞留を抑制する方針を制定・指向されていることを監視等委員会のほうで把握されている模様であり、安心しております。長期滞留者のリストの作成及び管理により改善計画の記載に対応されているとのことですので、その着実な浸透を望みますとともに、今後も同種のことにつき適切に対応いただくことを望みます。

以上です。

○武田座長　　どうもありがとうございます。

ほか、いかがでございましょうか。

それでは、松田委員、よろしく願いいたします。

○松田委員　　御説明をどうもありがとうございました。今回の御説明は、電力の小売のカルテルと同様に必要なポイントを見ていただいたということで、非常にありがたく思っております。

都市ガスの小売の今回の件に関しましては、電力のカルテルと違いまして、閉じられた地方、地域でのことということで、今後の第3回のフォローアップにもつながってくるかもしれませんが、狭い場所ですとどうしても避けられない接触ですとかコミュニケーションというのが今後も起こり得る、そういう土壌があるのではないかと思いますので、その点も意識して引き続きフォローアップをお願いできればと思います。

以上です。

○武田座長　　ありがとうございます。

それでは、伊藤オブザーバー、よろしく願いいたします。

○伊藤オブザーバー　　中部電力ミライズの伊藤でございます。個社の立場から発言させていただきます。

今回も大変きめ細かいフォローアップを実施いただきました。ありがとうございました。当社は、今後二度と独占禁止法違反を起こさず、またそのような疑いを持たれることもないよう、コンプライアンス遵守に向けた取組を継続的に実施しているところでありますが、今回のフォローアップの内容もしっかりと取り込んでまいりたいと考えてございます。

具体的には、三線管理の各ライン間で円滑に意思疎通を図った上で、特に第1線が自分事としてガバナンスを推し進めることができるよう取り組んでまいります。また、外部人材の視点を今後とも有効に活用し、改善に関わる取組のさらなる推進、これにも努めてまいります。

また、今後のヒアリングにも引き続き適切に対応してまいりますので、どうぞよろしく

御指導のほどお願いいたします。

以上です。

○武田座長　ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、事務局からコメント等ございますでしょうか。

○下津取引監視課長　草薙委員、松田委員、コメントありがとうございました。

草薙委員から、人事の長期滞留の件につきましてコメントいただきまして、ポジティブな評価をいただいたというふうに思っております。関係する事業者には、しっかりと実施するように伝えたいというふうに思います。

松田委員から、今回のガスの受注調整事案の特徴ということで、地域で起こって、競合他社との接触の頻度と申しますか、そのリスクもある中で、今回のコンプラの効果というのでしょうか、そういうものをしっかりとフォローアップしてほしいというコメントをいただいたと理解しております。

競合他社との接触につきまして、各社とも接触ルールというのを設けております。事前に申請する、事後に報告すると。その実施状況等についても、我々しっかりとフォローアップしているところでございますけれども、第3回、次回で各施策の効果というのはしっかり聴取、フォローアップしようと考えております。いただいた意見も踏まえて、次回第3回フォローアップをしていきたいというふうに思います。ありがとうございました。

○武田座長　ありがとうございました。

本件につきましては報告事項となりますので、以上とさせていただきます。

それでは、議題の2番目に移りたいと思います。議題の2番目は、「需給調整市場の運用等について」となっております。こちらにつきまして、資料4に基づき、黒田課長より御説明いただければと存じます。よろしくをお願いいたします。

○黒田NW事業監視課長　それでは、資料4を御覧ください。「需給調整市場の運用等について」ということでございます。

本日、4点ございまして、まずは5月中旬までの需給調整市場の動き、2つ目として需給調整市場の監視状況の報告、3点目として2024年度B種電源の固定費回収状況、4点目として北海道エリアにおける電圧調整機能の調達についてということで、順次御説明をさせていただきますと思います。

まず市場の動向、前日取引三次②の動きでございますけれども、4月に入りまして、4月の平均約定単価は昨年度と比較して低価格で推移をしていたということではありますが、

北海道エリアは、ほかのエリアと比べて多少高くなっているという状況でございました。最高約定単価につきましては、エリアによって価格の上下がありますけれども、中部・関西エリアで200円、東北エリアで195円という価格がついていたということでございます。

それから週間取引、8ページでございまして、一次から三次①の動きということでございます。4月の平均約定単価ということでは、北海道エリアが3.51円ということでございましたが、その他のエリアでは3円以内という水準でございました。

なお、最高約定単価につきましては、北海道、中国、四国、九州エリアで上限価格となっていたということでもあります。

また、昨年度と比較して東京エリアで想定費用が増加ということで、昨年度は1か月当たりの平均が約15億円であったものが、この4月は30億円ということで、基本的には約定量の増加に伴うものであるというふうに見てございます。

13ページ以降は調達率の動向ということでございまして、次のページ以降で各エリアの動向をつけておりますけれども、一次調整力の調達率については、引き続き北海道を除くエリアでは未達が多い状況ということでございまして、引き続き調達率の状況を注視していきたいと考えてございます。次のページ以降、各エリアを載せておりますが、一次調整力については、未達が北海道を除いてあるというような状況でございます。

続きまして、2. の需給調整市場の監視状況の報告ということでございます。

31ページでございまして、2025年4月以降、需給調整市場の Δ kW入札価格に計上する起動費等の運用見直しが始まりました。下にガイドラインの抜粋をつけておりますけれども、起動費の入札価格の反映は1回までと。それに伴い取り漏れが生じた起動費については、その相当額について事後精算するルールに変わっているということでございます。

今般、誤った起動費等の計上により起動費回収が発生していた事案が判明をしたため、事案の概要について御報告するとともに、事後監視の観点から運用見直しについて整理を行ったというのが事案1でございます。また、限界費用についても誤った考え方をしていた事案が判明したため、併せて御報告させていただくというのが事案2ということでございます。

まず、事案1のほうからでございますけれども、先ほど申し上げたとおり、3月に需給調整市場ガイドラインの改定が行われまして、4月以降、取り漏れが生じた起動費については、一般送配電事業者と発電事業者等の間で事後精算を行うというルールになっており

まして、これに伴い起動費の Δ kW入札価格への反映は1回分までということになっております。

しかし今般、ある事業者において、入札価格に1回分以上の起動費等を計上していたということが判明をいたしました。具体的には、当該事業者は三次②に1日当たり36コマ応札をしているということなのですけれども、自社が約定するのは2コマであるという想定をして、起動費等を全ての応札コマの入札価格に計上していたため、結果として、想定以上のコマに約定した場合は1回分以上の起動費等を過回収していたものということでございます。

なお、当該事業者は、需給調整市場ガイドラインの改定でこういった事後精算のルールですとか、それに伴って起動費等の入札価格への反映が1回分までになったということを確認していなかったということでもございました。当該事業者に対しては、起動費等の計上方法の見直しとともに、誤った認識に基づいて計上し過回収をした起動費等については、一般送配電事業者と適切に精算するように求めているところということでもございます。

33ページでございますけれども、当該事案で起動費の事後精算の運用開始に伴って Δ kW入札価格に計上する起動費単価分を需給調整市場システム、MMSと言われておりますけれども——に登録するという事になったことに加えて、昨年までのヒアリング等を通じて当該事業者の1回分の起動費水準を事務局がある程度把握できていたということから、今回、両方のデータを突き合わせることで判明したということでもございます。

今回は、そういった事情で判明、把握していたので発覚はしたものの、現在のMMS上では1回分の起動費は把握が必ずしもできないということでもありますので、今後、同様の事案が発生した際に早期の発見が困難となるおそれがあるということでもございます。

ついては、今後も継続的に起動費過回収事案を監視していくために、MMSを利用する全ての事業者に対して、1回分の起動費（V3）の登録を求めているかどうかということでもございまして、また運用の実効性を確保するために、MMSに1回分の起動費（V3）を登録する旨を需調整市場ガイドラインにも明文化することとしてはどうかということでもございます。

なお、適切な監視の観点から、需給調整市場ガイドラインの改定を待つことなく、本整理による対応を求めることとしたいと考えているところでございます。

以上が事案1でございまして、続いて事案2でございまして、35ページでございますけれども、限界費用の考え方の誤りということでもございます。

MMSでは、一般送配電事業者が運用する調整力の上げ調整価格（V1）、下げ調整価格（V2）については、任意の各出力帯ごとに登録することとされておりまして、最大20の出力帯での価格を登録可能ということとございます。

また、各出力帯のV1、V2については、出力帯の増加に伴って単調増加になるよう登録を求めるシステム仕様となっているということなのですけれども、これについては限界費用が増分燃料費、すなわち出力を1単位上昇させる際に追加的に発生する燃料費の考え方を基本としており、出力の上昇に伴い費用が増加するというところに起因してこのような仕様になっているということとございます。

このため、通常V1、V2については、複数の出力帯において出力帯の増加に伴い単調増加となるように登録されるということになるということとございますが、ある事業者の火力電源において、1つの出力帯のみV1、V2を登録している。すなわち、全ての出力帯においてV1、V2を同一の価格で登録されているということが確認をされたため、その理由をヒアリングしたところ、当該事業者は、限界費用を増分燃料費ではなくて発電の単価と捉えて算出をしていたということとございました。

発電単価については、出力1単位当たりの平均費用ということとございますので、一般的には出力帯の増加に伴って平均費用は減少するというところとございますので、定格出力で運転を維持することは最も安価で効率的な運転方法になるということとございまして、当該事業者は発電単価ということで認識をしていたものですから、MMSの仕様にとったV1、V2の登録ができないということになり、低出力帯における価格の高いV1、V2を1つのみ登録していたということとございました。

需給調整市場ガイドラインにおける火力電源の限界費用は増分燃料費等であるということとございますので、当該事業者に対しては限界費用の考え方について説明をするとともに、見直しの検討を求めているということとございまして、今回、その考え方を本会合で改めて周知をさせていただくというものとございます。以上が2つ目のパートでございます。

3つ目の2024年度のB種電源の固定費回収状況ということとございます。第89回の制度設計専門会合で、B種電源については固定費の回収状況を3か月に1回、監視等委員会事務局に報告するというところとされております。

今回、2024年度に協議済みのB種電源7件、電源3件、蓄電池VPP4件、事業者では2社につきまして、25年3月までの固定費回収状況、1年度分の状況の確認を行った

ということですが、固定費回収分の電源も一部あったということをごさいます、未回収の電源については45～99%程度の回収率ということをごさいました。

引き続き、2025年度のB種電源の回収状況についても監視等委員会事務局にて確認を行っていくということとさせていただきたいと思っております。

最後、4つ目の検討ということで、北海道エリアにおける電圧調整機能の調達についてということをごさいます。

北海道エリアにおける電圧調整機能の調達ということをごさいますけれども、経緯といたしましては、調整電源等の中には、一般的な調整力とは別に特定の地域に立地しているということ、系統安定上重要であるという特定の機能を提供する電源も存在しており、これらを特定地域立地電源と呼んでおります。

電圧調整電源はこの一つをごさいます、近隣地域の電圧調整に特に大きな役割を果たす機能を有する電源として位置づけられているということをごさいます。

北海道エリアでは、2021年度の電圧調整電源の運用において、燃料制約により稼働指令に応じることが困難な状況が発生したということがございまして、より確実に電圧調整電源の応動を確保するために、公募ですとか随意契約で調達するということが過去の会合で承認されているということをごさいます、本日の報告事項は、24年度の実績の精算及び25年度の契約締結がなされたということなので、過去の会合で承認された内容からの逸脱がないかどうかと、事後的な監査結果を毎年度、実施・報告させていただくということをごさいます。

具体的には、42ページにある2つのものがございまして、絵でありますけれども、左側にある図①にある道央の基幹系統内の電圧調整というもので、こちらは北海道中央部の基幹系統で、苫東厚真とか石狩湾新港といったような大規模電源がありますので、これらが作業停止で運転できないときの電圧調整という電源でありまして、下に注で小さく書いてありますけれども、2024年度は石狩湾新港、知内、苫小牧を稼働させているということとあります。

もう一つのパターンが、図②のほうにあります北本連系線の設備付近の電圧調整電源ということで、知内火力を使っているということをごさいます。

44ページで2024年度の精算額の評価ということをごさいます、こちらは基本料金及び下の持替費用・起動費というところで、過去の専門会合で承認された内容に沿って行っているかということを確認しているところをごさいますけれども、基本料金については一

番右の箱を見ていただくと、本会合で整理された固定費についての費目が計上されているということとか、対象範囲として最低出力相当分までを対象としているということ。精算金額については、運転要請期間を基に運用実績、コマ数を用いて算定されているということを確認しております。

また、持替費用、起動費につきましても、これは基本的には入札価格に織り込まずに都度実費精算するというので整理をされておりますので、契約の量と単価に基づいて精算されているということを確認しているということでございます。

45ページ、25年度契約内容の確認ということでございまして、こちら北海道電力ネットワークから報告のあった契約内容について確認をしているということでございますが、制度設計の趣旨に反する記載はないということを確認しているということございまして、道央の基幹系統内の電圧調整対策としては、昨年度から引き続き発電所3点、石狩湾新港、知内、苫小牧と契約をしているということございまして、発動指令時としては、無効電力調整能力が最も高い発電機が停止し、電圧調整が必要となる時という整理になっているということでございます。

また、新北本連系設備作業停止時の電圧調整対策としましては、知内発電所の稼働ということで今回の契約がされているということで、※のところに書いてあるとおり、実際の精算額は、運転要請期間を基に、実際稼働に応じた発電機ごとの運用実績数のコマ数を用いて判定するということを確認しております。

また、その下に書いてございます日本海溝・千島海溝地震・津波による太平洋沿岸火力停止対策（ブラックアウト追加対策）ということでございますけれども、石狩湾新港の発電所が停止したときに、津波で太平洋沿岸火力が全て停止した場合であっても、適正な系統電圧を維持し、ブラックアウトを回避するということを目的としまして、これは石狩湾新港の停止時に知内発電所の稼働を確保するということございまして、こちらは追加費用の発生等の見込みはなく、上記の電圧調整対策に含まれているということでございます。

最後、47ページまとめでございますけれども、24年度の実績精算については、過去の専門会合で報告された内容に基づき精算されており、適切に処理されている。また、25年度の契約内容については、過去の専門会合で報告された内容からの重要なそごはなく、制度趣旨に反するものではないことを確認しております。

また、26年度以降の契約見通しということでございますが、道央の基幹系統内の電圧

調整対策については25年度で完了予定ということで、26年度以降は公募や随意契約による調達手段は予定されていないということを確認しております。新北本連系線作業停止時の電圧調整対策については、系統側の対策を検討中のため、引き続き26年度以降も随意契約を行うということでございます。

私からの説明は以上になります。

○武田座長 どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの報告に基づきまして御議論いただきたいと思います。御質問・御意見等あれば、チャット欄にてお知らせいただければと思います。

それでは、二村委員、よろしく願いいたします。

○二村委員 ありがとうございます。私は質問です。33スライド目です。需給調整市場システムに起動費を登録するという事なのですから、これは既に登録されている事業者もあるということなのでシステム的には大丈夫だとは思いますが、今まで登録していなかった事業者がこれを登録するときに、どれくらいの労力というか、そういうものがかかるのか。よく分かってないので非常に素人の質問なのですから、一度登録してしまえば、そんなに変更したりする必要がないものなのか、あるいは都度更新をすることが必要なものなのかというのを確認したいと思いました。

というのは、正しい値が登録されて参照されるような状況がきちんとつくれるかどうかということを確認したいので、その質問をさせていただきます。

以上です。

○武田座長 ありがとうございます。御質問内容につきましては、後ほどまとめてお答えいただくことにさせていただきます。

それでは、続きまして草薙委員、よろしく願いいたします。

○草薙委員 草薙でございます。御指名ありがとうございます。

私は1点コメントさせていただきたいと思います。御説明ありがとうございました。私がよくこの場でコメントさせていただく内容なのですから、今回ですと資料15ページの需給調整市場の動きについて、特に今年4月1日から5月10日までの一次調整力と二次調整力①の点で、起動費の運用見直しが始まってからまだ2か月半程度ということもありまして、今回のことが永続的な改善と言えるのかは判断できませんけれども、東京エリアと中部エリアにつきましては、1月中旬から発電事業者と小売事業者の契約見直しによる余力分の週間商品への応札があって、さらに2025年つまり今年の4月からは、起動

費の運用見直しを踏まえて発電事業者の電源の追加起動による応札も開始されていることが効果を示してきているのかなというふうに思っております。

特に中部エリアについては、揚水発電の随意契約によって週間商品の募集量が削減されているということも調達率の改善の一因になっているのかなというふうに考えております。よい兆候があるのかなというふうにも思っております。引き続きまして発電事業者の応札状況や揚水発電の随意契約の効果等について、監視等委員会におかれてしっかりと注視していただきたいと願います。

以上です。ありがとうございました。

○武田座長　　ありがとうございます。

続きまして、岩船委員、よろしく願いいたします。

○岩船委員　　御説明ありがとうございました。特段異論があるわけではないのですが、私からは1点質問させてください。

8ページのところで、昨年度と比較して東京エリアの週間取引が、想定費用が倍になったという御報告がありました。これは約定率自体が増加したからだという報告があったと思うのですが、基本的には24年度は余力活用で大部分が賄われていたということになるので、本年度、市場としての約定率は上がったけれども、トータルとしての調整費用が増加したわけではないというふうに考えてよいですかということをお伺いしたいと思いました。よろしく願いいたします。

以上です。

○武田座長　　ありがとうございます。

ほか、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

それでは、二村先生、また岩船先生から御質問がございましたけれども、含めましてコメント等いただければと思います。

○黒田NW事業監視課長　　御質問・コメントいただき、ありがとうございました。

まず、二村委員からの御質問で、V3単価の登録が、これまで登録してなかった事業者にどれぐらいの負担になるかという御質問があったかと思っておりますけれども、今回の4月以降のルールに基づいて起動費を Δ kWの入札単価に計上するという場合には、当然事業者は自社の起動費を認識して、それを適切なコマで案分をして乗せているということになるはずですので、そのままV3の価格というものを登録するということが自体はそれほどの負担では、追加コストとか発生するような話ではないのではないかとというふうに考えており

ますので、ここは適切に対応を求めていきたいということを考えているということでございます。

それから草薙委員からコメントがあった、東京、中部における週間商品の応札ということでございますが、おっしゃるように1月以降、発電事業者と小売事業者の契約の見直しというのものが、かつ4月以降は追加起動分の入札というものも始まっているということも確認をしておりますし、また中部の揚水随契といったようなものも、募集量の削減、ひいては約定量の増加というところには寄与しているということであると思っておりますので、まだ4月からルール変わって2か月弱という状況であります、引き続きどのような応札行動になっているかということを見守って注視していきたいというふうに考えてございます。

最後、岩船委員から御質問がございました、東京エリアの週間商品での約定量が増加したことに伴うトータルコストとの関係ということでございますが、こちらは今、この4月以降の平均約定単価が△30分値で2.7円というデータが出ておりますけれども、こちらと余力活用契約の単価の大小の関係でトータルコストがどうなっているかというところは変わってくるということか思いますので、余力活用契約も含めたトータルの調整力費用はどうなっているかというところにつきましては、今回のデータにはないのですけれども、今後、別の場も含めてきちんとそういった検証もしながら、状況を注視しながら見ていきたいというふうに考えてございます。

私からは以上になります。

○武田座長 どうもありがとうございました。

それでは、本件につきましては、御報告内容について御確認いただいたと、また、今後の方針について御賛同いただいたというふうに思いますので、以上とさせていただきます。

それでは、3つ目の議題でございます。本日最後となりますけれども、議題の3つ目でございます「一般送配電事業者による非公開情報の情報漏えいに係る再発防止策の検討」に関しまして、引き続き黒田課長に、資料5に基づき御説明いただければと思います。よろしくお願いたします。

○黒田NW事業監視課長 それでは、資料5の説明に移らせていただきたいと思います。

本日の御報告内容でございますけれども、これまでも御説明している内容でございますが、東京電力パワーグリッド株式会社及び東京電力リニューアブルパワー株式会社における非公開情報の漏えい事案について、業務改善計画提出以降1年間を集中改善期間として電力・ガス取引監視等委員会においてモニタリングを実施するとしているところでござい

ます。

それに基づきましてこれまで3回のモニタリングを行い、それぞれ本会合でも御報告をさせていただいているということですが、本日は、第4回のモニタリングといたしまして、委員会事務局において第1回から第3回のモニタリングとは異なるテーマを設けて両社に対するオンラインヒアリングを実施したということで、その結果について御報告をさせていただきたいということですが、

第1回から第3回の概要はつけたとおりですが、第4回としては6ページでございます、今回は第3回までのモニタリングで未確認であるテーマとしまして、そこに書いてございます内部通報制度、不正発生時の関係者の処分、人事異動時の管理、人事評価、情報伝達、その他の取組項目と呼んでおりますが、及び第3回までのモニタリングにおいて引き続き確認・議論すべきとされたテーマとして、ITガバナンス、委託先管理、三線管理に係る内部統制体制を対象に両社に対してヒアリングを実施したということで、4月22日、23日にオンラインでヒアリングを実施してございます。

ヒアリングの内容でございますが、その他の取組項目というのは、先ほど申し上げた5つの確認事項について、それぞれ例えば規程が整備されているとか、役職員にきちんと周知がなされているか、体制が明確になっているか、また、進捗や再発防止策の策定とか会議体への報告がきちんと行われているかといったようなことを確認しているということでございます。

それからITガバナンスについては、EUC（エンド・ユーザー・コンピューティング）の全社的管理体制といったところについて再確認をしているということですが、委託先管理については、確認事項に書いてございます一般送配電事業者と特定関係事業者の双方から、同一の委託先に業務委託をするというようなケースもありますので、そういったケースにおいて非公開情報の漏えい防止の観点から取り決め等行っているかどうかといったようなことを確認してございます。

三線管理に係る内部統制については、第2線、第3線それぞれの活動状況について確認をしているということですが、

11ページで、今回のヒアリングに関する事務局の所管ということで、ヒアリングを通じて以下のとおり一定の成果が見られることを確認しているということですが、その他の取組項目につきましては、内部通報制度に関する規程が策定され、役職員に周知されている。不正発生時の処分ルールが策定され、役職員に周知されている。人事異動時に

人事交流規制に抵触しないようにチェックされる仕組みがある。人事評価において、行為規制を含むコンプライアンス遵守に係る項目が盛り込まれている。行為規制に関する諸課題を議論する会議体の設置等、情報伝達に係る仕組みがあるということを確認しております。

また、ITガバナンスに関してEUCが定義されており、EUCの洗い出しが行われ、管理台帳により管理される仕組みがある。フォルダへの格納等によりEUCへのアクセス制限が行われているといったことを確認しております。

また、委託先管理については、一般送配電事業者とその特定関係事業者の双方から業務を受託している会社については、契約により非公開情報の安全管理措置について取り決めていることとか、上記業務委託先において担当者を分ける等の運用が困難な場合には代替措置が定められていること、といったことを確認しております。

また、三線管理体制に関しては、第2線による第1線の活動状況に対するモニタリングが行われており、結果の報告が行われていること。また、第3線による第2線の活動状況に対する内部監査が行われ、社長等への報告が行われていると、こういったような一定の成果が確認されているということでございます。

他方で、引き続き確認・議論すべき事項も確認されたということで、委託先管理に関して、一般送配電事業者とその特定関係事業者の双方から業務を委託する場合において、特定関係事業者側のリスク認識も踏まえて当該特定関係事業者と連携したモニタリング体制が構築できているかとか、行為規制に関する重要な外部委託先に対して実効的な委託先がモニタリングできているかといった点。

また、三線管理体制に関しては、第2線による第1線の活動状況のモニタリングが実効的に実施されているか、当該モニタリング結果が取締役会等の監督機関に報告されているかといったような、引き続き確認・議論すべき事項も確認されているということでございます。

今後でございますけれども、今回第4回のモニタリングまで終了いたしまして、ヒアリングや実地確認等による両社の取組状況の確認は一通り終了したということでございます。以前御報告させていただいているとおり、この採点作業に移っていきたいと思っております。

採点作業における採点基準となる評価の観点については、昨年度14社に対して、処分対象事業者に対して実施したモニタリングで用いたものを使っていきたいと考えていると

ということでございまして、16ページに書いてあるような評価の観点で、2点、1点、0点の3段階評価で、一送107項目、小売79項目で実施したと。こういったもので実施していきたいと思っております。

また、17ページにあるように、前回モニタリングのフォローアップの実施状況ということで、第7回の専門会合において、前回モニタリングの結果を踏まえて一般送配電事業者、みなし小売電気事業者全18社に対して、前回モニタリングで論点となった事項についてフォローアップを実施するとされておりますので、本件の結果についても、今後事務局においてとりまとめを行った上で御報告させていただく予定であるということでございます。

私からは以上になります。

○武田座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問・御意見等ありましたら、チャット欄にて御発言の希望をお知らせいただければと思います。

それでは、草薙委員、よろしく願いいたします。

○草薙委員 草薙です。御説明に感謝します。

異論ございません。1点コメントさせていただきたいと思えます。

今回の案件は、いわば遅れてヒアリング等が始まったということもある程度効果があって、前例にのっとしてスピーディーに事が運んだとも言えるのかなというふうに思っております。しかし旧一電におかれては、引き続き気を引き締めて公開情報の情報漏えいに係る再発防止ということには努めていただきたいと思います。

監視等委員会からは、いずれ年1回のヒアリングといったことに移行するのだろうと思えますけれども、そのような年1回のヒアリングは非常に重要なイベントになると認識すべきではないかというふうに思っております。

旧一電のほうで、今年4月下旬だったかと思うのですがけれども、内部通報窓口への通報により不正事案が照会されていて、プレスリリースで監視等委員会への報告と監視等委員会からの報告徴収があったということも明らかとなり、その内容に従って原因究明とか再発防止策とか、そういったことの検討・策定を進めているということが公表されておりましたけれども、この件も、今回の一連の監視等委員会の対応で旧一電側の体制整備が事前になされたことが功を奏したと思っております。ただ、やはり気を引き締めるということが重要なのだろうというふうに思っております。

以上です。ありがとうございました。

○武田座長 どうもありがとうございます。

それでは、熱海先生、よろしくお願いいたします。

○熱海委員 1点だけコメントさせていただきます。フォローアップ、それからこういった集中的にヒアリングを行うということで、非常に効果が出てきているというような印象であります。特にいわゆるコミュニケーションが非常に大切だということが、この会社様は気づいたというところがひょっとしたらあるのかなと思いますし、あと、できればこういったフォローアップも含めて、私たちのほうでもヒアリングという、こういういわゆるお膳立てをするというような形ではあるのですが、会社様は自主的に自分の事として今後も安全対策に取り組んでいただきたいというふうに思っております。

それから委託先の管理につきましても、例えば委託先の先にまた再委託とかそういったケースも多々あったり見えなかったりするということもありますので、そういった部分をどこでどの部署が監督をするのか、モニタリングをするのかというのは、こういった事案があった後でもさらに継続してやっていただけるように強く願っている次第であります。

以上でございます。

○武田座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでございましょうか。——よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは、お二人の先生から御意見いただきましたけれども、事務局からコメントございますでしょうか。

○黒田NW事業監視課長 ありがとうございます。草薙委員からのコメントにもございましたとおり、4月28日に北海道電力及び北海道電力ネットワークに対して報告徴収を実施しておりまして、事案といたしましては、北海道電力ネットワークの供給区域の系統構成、送電線の増強工事の計画等の託送供給等業務に関する公表されてない情報が記載された資料を北海道電力が所持していた事案ということが判明しておりますので、こちら現在、報告徴収を実施しておりまして、この回答を踏まえて事実関係を精査、把握した上で、必要な対応を検討していくということになりますけれども、行為規制の徹底ということは、事務局としても引き続き力を入れて対応していきたいというふうに思っております。

また、熱海委員からもコメントありましたとおり、委託先の管理といった事案、こういったような項目も対応が必要であるというようなこともモニタリングの中で見えてきてい

る部分もあるものですから、こういったものを各社で取り組めるように、我々としても引き続き必要なモニタリング、フォローアップ等を実施しながら進めていきたいと考えているところでございます。ありがとうございます。

○武田座長　　どうもありがとうございます。

本件につきましては報告事項となりますので、以上とさせていただきます。

それでは、本日予定していた議事は以上でございますけれども、全体を通して御発言の御希望ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議事進行を事務局にお返ししたいと思います。

○田上総務課長　　ありがとうございます。閉会の前に、皆様に御案内がございます。今回の会合をもちまして、二村委員と末岡委員が専門委員を御退任されることになりました。本日御出席の二村専門委員におかれましては、令和4年の9月の第78回制度設計専門会合から約2年にわたり御尽力いただきました。

それでは、二村委員から御退任の御挨拶をお願いできればと思います。

○二村委員　　二村です。お時間をいただきましてありがとうございます。御紹介いただきましたように、このたび都合により退任いたします。大変お世話になりました。

十分に役割が果たせたとは思いませんが、消費者、消費者団体の立場から電力・ガスの自由化に関わることができました。この委員会が設置される以前の電力自由化の議論がされているときから、全国消団連などとともに、エネルギーの問題は消費者の問題でもあるので、消費者不在の議論にならないようにしてほしいということを申し上げてまいりました。そういう立場からは、自分自身がここに参加できたことは、非常に大切な経験であったと思っています。

世界的な政治・経済の混迷が続いております。日本の電力・ガス市場にも大きな影響を及ぼしています。そのような中、低廉・安定・多様なエネルギーを届けるために、公平・多様な事業機会・環境をつくるという本委員会の理念は、ますます重要性が増していると思います。これからの情勢によっては、新たに必要となる役割や機能も出てくるかもしれないと思っています。

いずれにしましても、引き続き本委員会、そして専門会合が役割発揮をされることを期待し、退任の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○田上総務課長　　令和4年9月から約2年にわたり御参画いただき、電力自由化、特に小売電気事業者に影響が及ぶ制度について消費者の視点から積極的に御発言をいただき、

大変感謝しております。ありがとうございました。

○武田座長 私からも一言、先生にお礼を申し上げたいと思います。

電気事業法の目的の一つに、使用者の利益の保護というものがございませう。また、広く消費者の利益の一つに、意見が反映される権利というものがございませう。この間、先生は前者の法目的の実現のために、また後者の権利の具体化のために、本当に重要な御発言をなされてきたと思います。会合のメンバーを代表して、ここに先生に心からお礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

○田上総務課長 本日の議事録につきましては、案ができ次第送付をさせていただきますので、御確認のほどよろしくお願いいたします。

それでは、第9回制度設計・監視専門会合はこれにて終了といたします。本日はありがとうございました。

——了——